

野辺地町一般廃棄物最終処分場
維持管理計画

1 放流水の水質計画値

p H	6.5～7.5	B O D	20mg/ℓ以下
C O D	30mg/ℓ以下	S S	20mg/ℓ以下
窒素	40mg/ℓ以下	ダイオキシン類	10pg-TEQ/ℓ以下
その他	排水基準値以下		

2 放流水及び地下水の検査項目

区分	検査項目	測定頻度
放流水	p H、B O D、C O D、S S、窒素	毎月 1 回
	排水基準に係る項目	年 1 回
	ダイオキシン類	年 1 回
地下水（観測井上下流）	塩化物イオン、電気伝導率	毎月 1 回
	地下水等検査項目	年 1 回
	ダイオキシン類	年 1 回

3 維持管理の技術上の基準関係

No.	維持管理技術基準	維持管理計画
1	埋立地の外に一般廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	埋立対象物は、不燃ごみであり、即日覆土を実施することから、風により埋立物が飛散することはないと考えられるが、周囲のネットフェンスにより、さらに埋立物の飛散防止に努め、破損した場合には直ちに補修を行うものとする。
2	最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	埋立対象物は、不燃ごみであるので、悪臭発生の可能性は少ないが、即日覆土及び必要に応じ、薬剤散布により悪臭発生を防止する。
3	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	埋立地内での火気の使用を厳禁するとともに、即日覆土を励行する。また、浸出水処理施設及び管理棟に消火器を備え防火に努める。
4	ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	悪臭同様、害虫の発生の可能性は少ないが、即日覆土、必要に応じた薬剤散布により、害虫等の発生を防止する。
5	囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。	囲い及び門扉が破損した場合は、直ちに補修を行う。なお、最終処分場

		入口に設置されている門扉は、1日の作業終了後閉鎖、施錠するものとする。
6	立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	一般廃棄物最終処分場であることを示す立札等が破損した場合には直ちに補修を行うものとする。
7	擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	擁壁等は月1回以上点検し、異常があると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずるものとする。
8	埋め立てる一般廃棄物の荷重その他予想される負荷により、遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、一般廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他の物により覆うこと。	埋立の際には遮水シート保護のため、50 cm程度の保護砂を施工し、埋立を行うものとする。
9	遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。	露出部等では月1回以上点検し、異常があると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずるものとする。
10	埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を次により行うこと。 イ 埋立処分開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、かつ、記録すること。 ロ 埋立処分開始後、地下水等検査項目について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。 ハ 埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて1月に1回以上測定し、かつ、記録すること。 ニ ハの規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。	本最終処分場に設置した観測井の地下水水質を上記2表に示す項目及び頻度で分析を行うこととする。
11	地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	水質検査結果に異常が生じた場合には、直ちに廃棄物の搬入を中止し、必要な措置を講ずるものとする。
12	埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。	適用対象外

13	調整池を定期的に点検し、調整池が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	調整池は月 1 回以上点検し、異常があると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずるものとする。
14	浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。 イ 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。 ロ 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。 ハ 放流水の水質検査を次により行うこと。 (1) 排水基準等に係る項目について 1 年に 1 回以上測定し、かつ、記録すること。 (2) 水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質質量及び窒素含有量について 1 月に 1 回以上測定し、かつ、記録すること。	浸出水処理施設は、放流水の水質が上記 2 表に示す項目について計画目標値に適合するように維持管理する。また、浸出水処理施設の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずる。なお、浸出水及び放流水は、月 1 回以上定期的に水質検査を行うものとする。
14 の 2	防凍のための措置の状況を定期的に点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。	適用対象外
15	開渠その他の設備の機能を維持するとともに、当該設備により埋立地の外に一般廃棄物が流出することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。	埋立地内へ周辺の地表水が流入することがないように、埋立地外周部に設置した U 字溝の点検、清掃を常に行うものとする。
16	通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。	ガス抜き設備として有孔管を設置する。
17	埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね 50 センチメートル以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。	埋立処分が終了した埋立地は、厚さ 50 cm 以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖する。
18	閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。	閉鎖した埋立地について、覆いの損壊を防ぐために、定期的に覆いの点検を行い、損傷のおそれがある場合には補修、復旧を行うものとする。
19	残余の埋立容量について 1 年に 1 回以上測定し、かつ、記録すること。	年 1 回以上残余容量を測定・記録するものとする。
20	埋め立てられた一般廃棄物の種類及び数量、最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。	最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録及び廃棄物の種類等の記録について保存する。